

①「就学支援金(国制度の授業料無償)」の申請手続きのお知らせ

府立学校に在学する生徒は、原則として授業料(全日制：月額 9,900 円)を納入することになります。
 「高等学校等就学支援金」(以下「就学支援金」という。)は、生徒の保護者等の所得に応じ、授業料が無料になる国の制度です。

■ 高等学校就学支援金(国制度の授業料無償)の所得制限「判定基準」は、次のとおりです。

保護者等の市町村民税の課税標準額×6%から市町村民税の調整控除の額を差引いた額が**304,200円未満**(父母両方の合算額)
 ※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

(注)

※ 年収目安は、父母合算で年収910万円未満程度の世帯。年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4大家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、家族人数や年齢、働いている人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。
 ※ 早生まれ(誕生日が1月2日から4月1日までの間)であり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者1名の課税標準額から33万円を控除した金額を用いて基準額を算出します。
 ※ 過去に高等学校に在籍したことのある方は、在籍年数等によって支給対象とならない場合もあります。



■ 就学支援金は、手続きが必要です。

(「マイナンバーカード」を保有している方のみ)

前回申請時に提出の書類及び認定結果により、7月申請(手続き)に必要な提出書類が異なります。
 前回の審査結果が不認定(資格消滅)だった方、申請しないで提出(不申請)の方は、今年7月の手続として、「就学支援金」の申請書(届出書)等の提出手続きが必要です。
 なお、前回審査結果が認定の方の今年7月の手続は、次のとおりです。

<前回申請時に、マイナンバーを提出して認定を受けている場合>

- ・「～高等学校等就学支援金(国制度授業料無償)継続にあたっての確認票～」を提出してください。
- ・提出されたマイナンバーで、審査に必要な税情報が取得できない場合は、税の申告や市区町村発行の課税証明書等の書類提出を求められることになります。

<前回申請時に、課税証明書等を提出して認定を受けている場合>

- ・「～高等学校等就学支援金(国制度授業料無償)継続にあたっての確認票～」を提出してください。
- ・また、今年7月の手続として、①マイナンバー(個人番号カード(写)等)もしくは②生活保護受給証明書の提出が必要です。
- ・提出されたマイナンバーで、審査に必要な税情報が取得できない場合は、税の申告や市区町村発行の課税証明書等の書類提出を求められることになります。
- ・生活保護受給世帯の方は、「奨学のための給付金」の対象となりますので、7月1日以降発行の②生活保護受給証明書(生業扶助の記載・世帯全員の氏名・生年月日・続柄のあるもの)原本を提出してください。

■ 就学支援金の税情報の取得(審査)等スケジュール

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	申請書 マイナンバー等			確認票(1-3年) 申請書等(同)								
	税情報の取得(4~6月)			税情報の取得(7月~翌年6月)								
2年				税情報の取得								
				税情報の取得(7月~翌年6月)								
3年				税情報の取得								
				税情報の取得(7月~翌年3月)								

②大阪府の高校等授業料無償化制度(国制度所得超過不認定者の授業料無償化)のお知らせ

就学支援金【国制度】の申請で所得超過により不認定となった大阪府民である生徒を対象に、府独自制度により授業料を無償とするための制度。
 令和6(2024)年度の高校3年生から段階的に授業料を無償化し、令和8(2026)年度に制度が完成(全学年の生徒が対象となります)。

就学支援金【国制度】の所得制限基準に該当する場合でも、申請し、所得超過により不認定となっている必要がありますので、必ずまず、就学支援金【国制度】の申請をしてください。

	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
高3	(R4入学)	(R5入学)	(R6入学)
高2		(R6入学)	(R7入学)
高1			(R8入学)

詳しくは、「大阪府の高校等授業料無償化制度(授業料支援金)について」のチラシをご覧ください。

(注)令和6年度3年の方は今年度から、1・2年の方は令和7年度(2・3年)から、②大阪府の授業料無償化制度の対象になりますので、必ず、まず今回の①「就学支援金【国制度】」7月申請をしてください。

現在、1・2年の方は、今回、「就学支援金【国制度】7月申請」し、所得超過により不認定となった場合は、R7年4月から、授業料無償化制度申請待ちで、授業料の徴収がされなくなります。

現在3年で前回、不申請で提出のR6年4月申請者(4~6月授業料関係)の方も、必ず今回の①「就学支援金【国制度】」7月申請をしてください。

大阪府の高校等授業料無償化制度(授業料支援金)について

授業料無償化制度の対象となるには、 就学支援金[国制度]の申請が必要です！

制度概要

大阪府の新制度である授業料無償化制度です。

国の就学支援金が「所得超過」を理由に不認定となり、授業料を負担される方を対象とします。

大阪のすべての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と、子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪を実現するため、令和6年度の高校3年生から所得制限を段階的に撤廃し、令和8年度に全学年で高等学校等の授業料完全無償化を図ります。

※授業料を生徒に代わり大阪府が負担するものです。原則、**生徒や保護者等に現金を支給するものではありません。**

国の就学支援金【対象】 <国の制度による授業料支援>	国の就学支援金【対象外】 <大阪府の制度による授業料支援>
0円	910万円 年収(めやす)

対象となる要件

基準日(毎月1日時点)において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 国の就学支援金が所得制限を理由として対象外であること
- ② 生徒が、高等学校等に在学していること
- ③ 生徒及び保護者等が、原則大阪府内に住所を有していること

※令和6年度 3年の方は今年度から、1、2年生の方は令和7年度(2、3年時)から大阪府の制度の対象になりますので、必ず、まず、全員、今回の就学支援金の7月申請をしてください。

	R6年度<移行期間>	R7年度<移行期間>	R8年度<制度完成>
3、4年生	無償	無償	無償
2年生 (現在2年生)	無償	無償	無償
1年生 (現在1年生)	無償	無償	無償

申請方法

●全員

1. **国の就学支援金を申請する。** 必ず申請してください！

●現在3年生の方

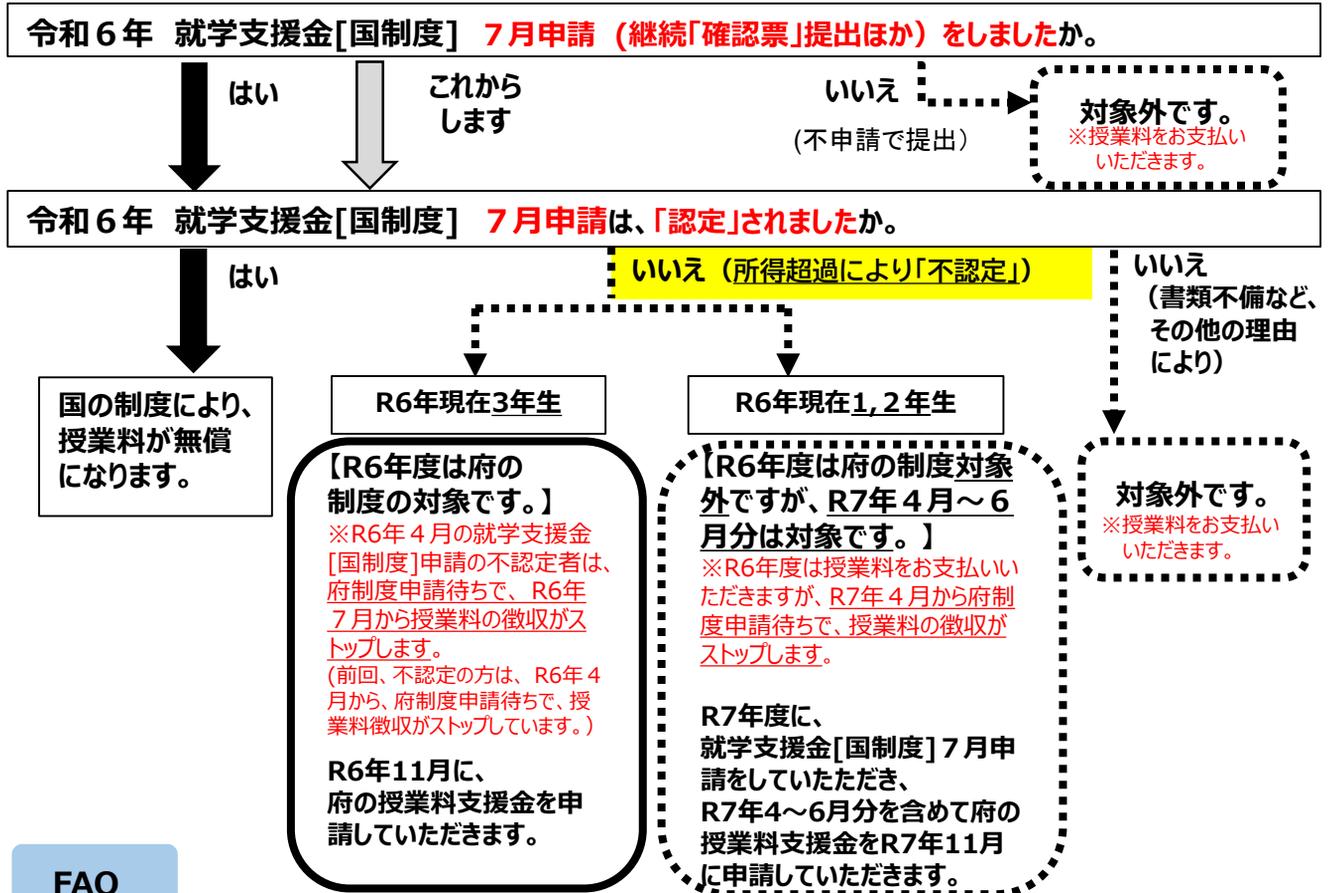
2. □1で不認定になった後、**令和6年11月以降**(学校等を通じてご案内します。)に、**オンライン**(大阪府行政オンラインシステム)で授業料支援金を申請する。(インターネット環境がない方は学校事務室にご相談ください。)

●現在1、2年生の方

2. □1で不認定になった後、②**令和7年度**(学校等を通じてご案内します。)に**オンライン**(大阪府行政オンラインシステム)で授業料支援金を申請する。

注) **□1、□2どちらの申請も行わない場合は、必ず授業料の負担が生じます。**

申請フロー図



FAQ

- Q. これまで所得制限を超過しているため就学支援金[国制度]の申請を行っていません。申請は必要ですか？
A. 所得にかかわらず、就学支援金 [国制度] の申請が必要です。申請がなければ無償化の対象とはなりません。
- Q. 授業料無償化のための手続きは不要ですか？
A. 国の就学支援金と、大阪府の授業料無償化制度(授業料支援金)の両方の申請が必要です。学校からの案内に従って必ず手続きを行ってください。
- Q. 生徒と保護者の全員が大阪府内に住んでいない場合は対象外ですか？
A. 次の場合も対象となります。
①保護者等2名のうち1名が大阪府外に在住しているが、大阪府内に在住している保護者が生徒を扶養している場合。
②保護者等(2名の場合はどちらか一方)が仕事、介護又は入院等のやむを得ない事情により大阪府外に在住している場合。
③その他、保護者等が大阪府外に在住しているが、世帯の生活の拠点が府内にあると認められる場合。
④保護者等が府内に在住しており、生徒が在学する府外の学校の寮、寄宿舎及び下宿先等から通学している場合。

お問合せ先

【提出期限や、申請状況に関すること】

大阪府立懐風館高等学校 事務室 TEL : 072-957-0001

【授業料支援金の制度概要などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180140/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html#musyo>

※申請方法について、詳しくは追ってご案内します。

【AIチャットボットで相談する】

高等学校等の学費支援

<https://www.pref.osaka.lg.jp/f-iko/kocho/chatbot01.html>

【電話で相談する】

府民お問い合わせセンター ピピっとライン : 06-6910-8001

大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

大阪府 公立高校 無償化



高等学校等就学支援金[国制度]（7月申請）の提出書類について

◇就学支援金[国制度]（7月申請）を申請される方へ

国制度の就学支援金では、マイナンバーを活用しています。これまでの申請の有無、申請に添付した書類や審査結果により、7月の申請に必要な書類が異なります。7月の申請に必要な書類は、以下の図をご参照ください。

Q1：これまでに就学支援金の申請をしたことがありますか？

はい

いいえ



Q2：前回の申請の審査結果は？

認定

不認定
又は
資格消滅

- 高等学校等就学支援金申請書（受給資格認定申請書）
 - マイナンバー書類（※）
または生活保護（生活扶助）受給証明書
- ※マイナンバーカード裏面（番号が記載された面）の写し、マイナンバーが記載された住民票の写し（コピー不可）など

- 高等学校等就学支援金申請書（受給資格認定申請書）
- ⚠ マイナンバー書類は提出不要です。
ただし、前回申請に課税証明書等のみを提出した場合は、マイナンバー書類が必要です。

Q3：前回の申請の添付書類は？

マイナンバー書類

生活保護（生活扶助）受給証明書

- 継続にあたっての確認票
- ⚠ マイナンバー書類は提出不要です。

Q4：1月1日現在の生活保護（生活扶助）の受給状況は？

生活保護（生活扶助）
受給世帯でない

生活保護（生活扶助）
受給中

- 継続にあたっての確認票
- マイナンバー書類

- 継続にあたっての確認票
- マイナンバー書類
または生活保護（生活扶助）受給証明書
⑤適用期間に「1月1日」が含まれた証明書

●保護者等について
マイナンバーカード等をご提出いただく「保護者等」とは、原則として「親権者」である父母です。
○離婚・死別などの場合は、父母のいずれかのうち親権を持たれる方のマイナンバーカード等が必要です。
○再婚の場合でも、養子縁組をされない限り、親権を持たれる方はお一方のみになります。（実親同士の再婚を除く）
○未成年後見人は、家庭裁判所で選任され、扶養義務を持つ場合に限りです。
○親権者や未成年後見人がおらず、主たる生計維持者がいる場合は、扶養関係の確認として、生徒の健康保険証の写し等が必要となります。
○生徒が成人している場合（※）や生徒本人の収入で生活している場合は、生徒本人のマイナンバー等が必要です。（生徒に住民税が課税されるだけの所得がない場合は不要）
※入学時は未成年で、在学中に成人を迎えた生徒については、保護者等の状況や生計維持者の実態に変化がない場合に限り、成年年齢に達する日以前の保護者であった方を「主たる生計維持者」といたします。